

令和4年度県産材製品利用促進緊急対策事業 県産材製品購入費補助金の手引き

長野県工務店協会（長野県建設労働組合連合会内）
E-mail（提出先）：mokusai@yuyu-jutaku.gr.jp
HP：https://yuyu-jutaku.gr.jp/
電話：0263-39-7200 FAX：0263-39-7202

令和4年度県産材製品利用促進緊急対策事業とは

ウッドショックに苦しむ県内の住宅建設事業者に対し、品質の確かな信州木材認証製品の使用量に応じて、ウッドショック前の価格との差額の半分相当を助成する制度です。

募集期間は

令和4年4月18日（月）から令和5年2月10日（金）です。
なお、令和5年2月15日までに材の納品、支払いを済ませ交付申請をする必要があります。

補助対象者は

県内に本店を有する住宅建設事業者で、工務店協会会員、建設労連組合員かは問わず、どの事業者も申請できます。補助金は事業者に振り込みます。
申請は1者2棟までとなっています。ただし、これまでに1棟あたり80%以上の県産材を使用している者、又は令和3年度県産材製品利用促進緊急対策事業を活用した者は、1棟までとします。

補助率は

信州木材認証製品の利用量において以下のとおりです。

区分	補助金額（円/m ³ ）	上限金額（円/1棟）
新築工事	22,000	440,000
リフォーム工事		150,000
-	補助率	上限金額（円/1者）
ホームページ 改修費	10分の10以内	20,000円

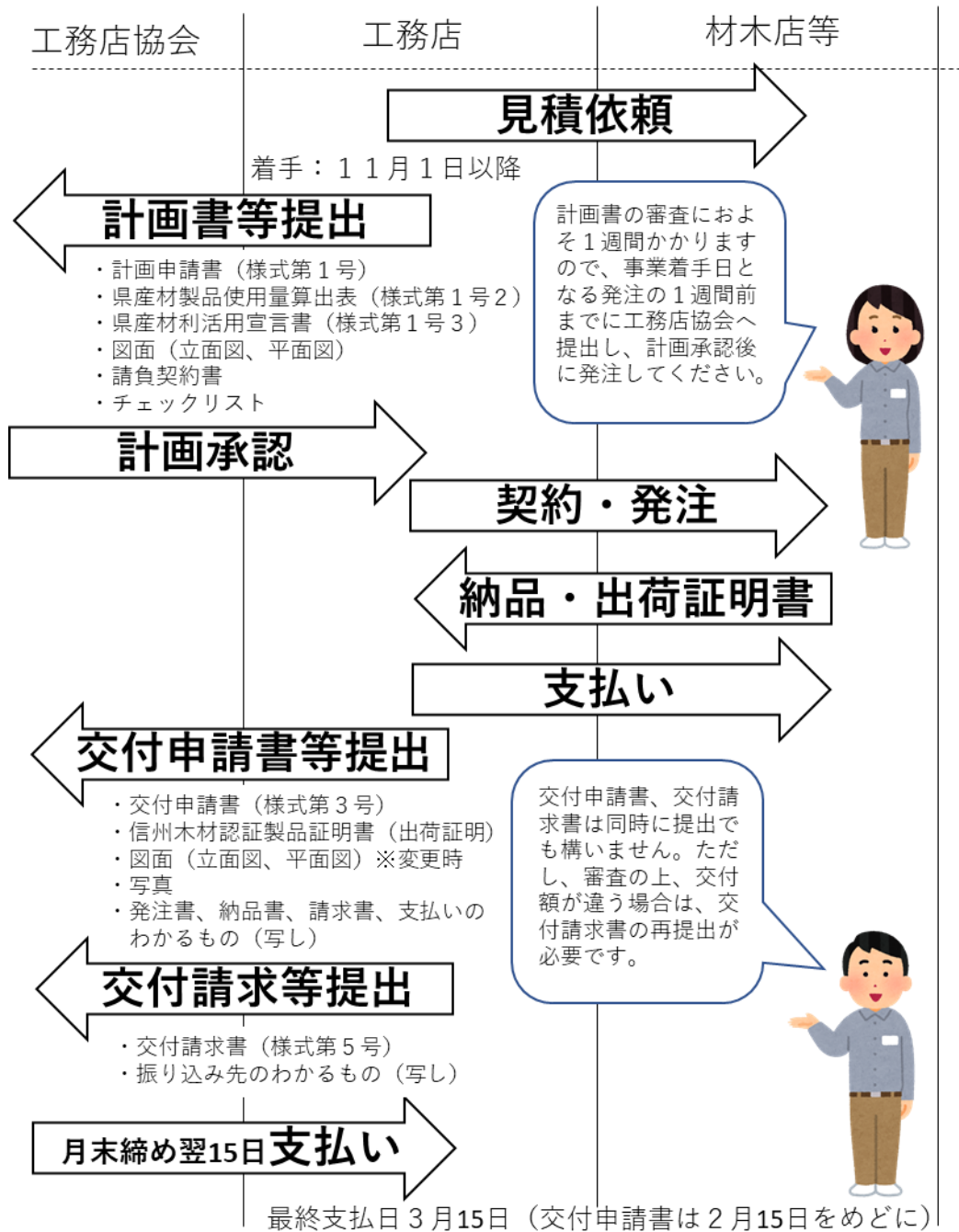
こどもみらい住宅支援事業等の補助事業との併用はできません。また、長野県建設部の令和4年度信州健康ゼロエネ住宅普及促進事業の助成対象となる住宅は除きます。

申請方法は

原則メール（郵送・FAX可）で、長野県工務店協会（アドレス上記）まで書類一式を揃え申請してください。

事業の流れ

※ホームページ改修を行わない場合。ホームページ改修を行う場合は要領をご確認の上、必要書類も併せて提出してください。



注意

- ・材の発注前に計画申請とその承認が必要となります。材の発注の1週間前までに工務店協会へ計画申請をしてください
- ・交付申請を2月15日までにしてください。そのため、それまでに、材の納品・支払が完了している必要があります

その他詳細は次ページ以降もしくはHP上の事業運営要領をご確認ください。

1. 計画申請について（締め切り2月10日まで）

HPの改修がない場合は下記6点を長野県工務店協会にメール、FAX、郵送で提出ください。申請書（①～④）は長野県工務店協会ホームページ内にご覧いただけます。

- ①《様式1号》 県産材製品利用促進緊急対策事業計画書
- ②《様式1号2》 県産材製品使用量算出表
- ③《様式1号3》 県産材利活用宣言書
- ④チェックリスト
- ⑤工事請負契約書（又は請書）の写し（ただし、契約前に申請を行う場合は、見積書でも可）
- ⑥図面（平面図・立面図）

※ホームページ改修がある場合のみ提出

- ⑦ホームページ改修に係る見積書

2. 長野県工務店協会から計画承認書が発行されます（計画申請受領から1週間以内に）

- ・長野県工務店協会では申請いただいた内容を確認し、不備がなければ計画承認書をメール、FAX等で発行します。計画承認書が申請から1週間経っても届かない場合は電話にてご連絡ください。
- ・計画承認書が届きましたら、材の発注を行ってください。なお、今後の交付申請では計画承認書記載日以降の日付の入った発注書が必要となりますので、保存をしてください。

3. 材の納品等

- ・材が納品されましたら、信州木材認証製品出荷証明書も併せて受け取ってください。
- ・納品されたら材の写真を撮ってください。また、竣工した場合は全景も添付してください。
- ・材木店に支払いをしてください。材木店等の領収書または、振込明細等支払いのわかるものが必要となります。

4. 交付申請について（締め切り2月15日まで）

HPの改修がない場合は下記7点を必須として長野県工務店協会にメール、FAX、郵送で提出ください。

- ①《様式3号》 県産材製品利用促進緊急対策事業補助金交付申請書
- ②信州木材認証製品センターが発行する信州木材認証製品出荷証明書の写し
- ③購入した材等の写真
- ④事業者が発行した発注書
- ⑤材木店等からの納品書
- ⑥材木店等からの請求書
- ⑦材木店等からの領収書または事業者の振込明細等支払いのわかるもの

※図面に変更のある場合のみ提出

⑧図面（平面図・立面図）

※ホームページ改修がある場合のみ提出

⑨ホームページ改修に係る見積依頼書

⑩ホームページ改修に係る見積書

⑪ホームページ改修に係る請書

⑫ホームページ改修に係る請求書

⑬ホームページ改修に係る領収書または事業者の振込明細等支払いのわかるもの

※補助金額が30%以上増加する場合、完了予定日を延長する場合のみ提出

⑭<様式2号> 県産材製品利用促進緊急対策事業計画変更申請書

5. 長野県工務店協会から助成金確定通知が発行されます（交付申請受領から1週間以内に）

- ・長野県工務店協会では申請いただいた内容を確認し、不備がなければ助成金確定通知をメール、FAX等で発行します。助成金確定通知が申請から1週間経っても届かない場合は電話にてご連絡ください。

6. 交付請求をしてください（速やかに。※4の交付申請と同時申請も可能ですが、書類確認の結果、助成額が変更となった場合は改めての提出が必要です）

下記2点を必須として長野県工務店協会にメール、FAX、郵送で提出ください。

①<様式5号> 県産材製品利用促進緊急対策事業補助金交付請求書

②通帳のコピー等振込先の分かるもの

7. 長野県工務店協会より助成金を振り込みます

- ・長野県工務店協会では月末までに確認ができたものを翌月15日を目途に振り込みます。

8. その他

- ・事業者には木の紙で作った県産材利活用宣言プレートを後日郵送いたします。事業者名を各自で記載し、事務所で掲示してください。
- ・県産材利活用宣言書は長野県工務店協会ホームページ内で、リスト公表します。
- ・今後は県産材に係る商談会等に参加し、施主に県産材製品を使用した住宅の購入等を促すしてください。
- ・次年度より3年間、県産材使用状況等の調査を行いますので協力ください。